



## 8月から変わる介護保険制度の 主なポイント

介護保険課 介護保険係 ☎(232)2508

介護保険制度改正に伴う8月からの変更点をお知らせします。

### 利用者負担割合が変わります

65歳以上で、本人の合計所得金額が160万円以上(年金収入280万円以上)の人は、介護サービスの利用者負担が1割から2割に変わります。8月に要支援・要介護認定を受けている人へ「介護保険負担割合証」を送ります。ご確認ください。

### 負担限度額認定の条件が変わります

施設に入所している低所得者は申請で食費と居住費が軽減されますが、8月から適用条件が変わります。

これまで住民税非課税世帯であることが適用条件でしたが、今後、

①別世帯に配偶者がいる場合、配偶者が住民税非課税者であること。

②預貯金などの資産が単身の場合1千万円以下、夫婦の場合2千万円以下であることが追加されました。

### 高額介護サービス費の上限引き上げ

高額介護サービス費は、1カ月の自己負担上限額が所得ごとに決まっ

ていて、それを超えると払い戻されず。

新たに所得が145万円以上の65歳以上の(現役並み所得者)が所得区分に新設され、限度額が月額4万4,400円に引き上げられます。  
※145万円以上でも、世帯内の65歳以上の収入が、1人で383万円未満、2人以上の世帯で520万円未満の場合は変わりません。

### 8月からの自己負担限度額(月額)

区分	限度額
現役並み所得者	4万4,400円
市町村民税課税世帯	3万7,200円
市町村民税非課税世帯	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える
	・高齢福祉年金受給者 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下
生活保護受給者など	1万5千円



## がん複合検診で早期発見

健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

がんの予防には、生活習慣の改善と、定期的な検診による早期発見が大切です。この検診は、検診項目を選んで受けられます。

対象者には、7月上旬に申込書を郵送します。内容を確認して申し込んでください。対象者で申込書が届かなかった人は、問い合わせください。

■期間 9月下旬～10月上旬

### 平成25年度菊陽町集団検診でがんやがん以外の病気が発見された人数

区分	胃がん	大腸がん	肺がん	子宮頸がん	乳がん
がん発見	2	4	2	1	7
がん以外の病気	79	98	7	9	41

その他がん発見者数(肝がん、前立腺がんなど) 5人



町検診を受けたことで多くのがんやがん以外の病気の発見につながりました

### がん複合検診項目

検診項目	内容	対象者
肺がん検診	胸部レントゲン	40歳以上
胃がん検診	胃透視	
大腸がん検診	便潜血	
腹部超音波検診	腹部超音波	40歳以上(男性)
前立腺がん検診	採血	
子宮頸がん検診	子宮頸部細胞診	40歳以上(女性)
乳がん検診	視触診+マンモグラフィー	
骨粗しょう症検診	超音波(かかと)	・国民健康保険被保険者(40歳以上) ・後期高齢者医療被保険者
特定健診	問診・身体測定・血圧・診察・血液検査・尿検査・心電図など	

身近に潜む細菌やウイルス  
「付けない」「増やさない」「やっつける」!



## 食中毒は家庭でも発生 家庭でできる食中毒予防のポイント

吐き気やおう吐、腹痛、下痢、しびれ、まひなどを発症させ、悪化すると死亡することもある食中毒。多くは、細菌やウイルスに汚染されたものを食べたり飲んだりして発症します。汚染された調理器具や手指から感染するため、十分な注意が必要です。

#### ①買い物のポイント

- ・新鮮なものを食べ切れる量だけ買う。
- ・魚や肉などは汁が漏れないよう、ビニール袋に入れて持ち帰る。

#### ②保存のポイント

- ・買い物から帰ったらすぐに冷蔵庫にしまう。
- ・魚や肉は他の食品に触れないようにしまう。

#### ③調理のポイント

- ・材料はよく洗ってから使う。
- ・魚や肉を切った包丁やまな板は、洗って熱湯をかけてから他のものを切る。
- ・加熱するときはしっかり中まで火を通す。
- ・一度解凍したものは、再冷凍しない。

増やさない!



#### ④食べるときのポイント

- ・食事の前後に手を洗う。
- ・温かい料理は温かいうちに、冷たい料理は冷たいうちに食べる。

付けない!



#### ⑤後片付けのポイント

- ・調理してから時間が経過したものや少しでもあやしいと思っものは捨てる。
- ・残った料理を温め直すときは十分に加熱する。

#### ■問い合わせ

健康・保険課 保健予防係  
☎(232)4912

やっつける!



## 町内で多発する不審電話 振り込め詐欺にご注意ください

役場や日本年金機構などの職員を名乗り、氏名、住所、家族構成などの個人情報や口座番号、口座残高を聞き出したり、「個人情報を削除する」「年金番号の変更にはお金がかかる」「特別な手続きが必要」「還付金がある」などと言ったりして現金を振り込ませようとする事案が多発しています。

#### ■不審な電話に注意

- ・日本年金機構は、個人情報が流出した人への連絡は郵送のみで行っているため、直接電話をすることはありません。
- ・町は還付金の手続きでATMを操作させたり、通帳・キャッシュカードを回収したりすることはありません。

#### ■不審な電話があったら

- ・相手の名前や所属、用件を聞き、メモを控えて家族へ相談するなど複数で対応してください。
- ・電話で相手に口座番号などの個人情報を教えないうください。
- ・あやしいと感じたら、現金を支払ったり振り込んだりせずにご連絡ください。

#### ■問い合わせ

日本年金機構専用フリーダイヤル ☎(0120)818211  
総合政策課 総合政策係 ☎(232)2112

## 国民年金保険料は 追納制度を利用できます

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある場合、将来受け取る年金額が少なくなります。年金額を増やすために、10年以内であれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納められます。詳しくはお問い合わせください。

#### ■注意事項

- ①免除を受けた期間の翌々年度までに追納すると、保険料の加算額は発生しません。
- ②一部免除期間中、免除後に納付すべき保険料を納付していない場合は追納できません。
- ③高齢基礎年金を受給中の人は、追納できません。
- ④追納は、免除などを受けた期間のうち、古い期間の保険料から納めることになります。

#### ■問い合わせ

町民課 年金係  
☎(232)4914

